

社会福祉法人いなほ福祉会 役員等報酬規程 (報酬等の支給の基準)

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人いなほ福祉会（以下「法人」という。）定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

(原資の確保)

第2条 法人は、報酬の原資として本部会計の収入をもって充当する。

(報酬等の支給)

第3条 非常勤役員等には、業務に応じた報酬等を支給する。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表第1に定める額

(2) 非常勤役員等が職務のため出張等をしたときは、職員「給与規程」第5章旅費の規定に基づき、旅費を支給する。

(法人職員給与との併給)

第5条 法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 非常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、評議員については、当該会議に出席した都度支給する。理事・監事については、当該年度末（3月）に一括して支給する。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(会計処理の方法)

第7条 勘定科目は、本部会計、役員報酬とし、所定の税率による源泉所得税控除を行う。

(公表)

第8条 法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第10条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

この規程は、平成10年 9月 9日より施行する。

この規程は、平成29年 4月 1日より施行する。

この規程は、令和 2年 7月 1日より施行する。

附則

平成29年4月1日からの報酬の総額については、評議員の報酬にあつては各年度の総額が500,000円を超えない範囲とし、役員(理事・監事)の報酬にあつては各年度の総額が800,000円を超えない範囲とする。

別表第1 非常勤役員等の報酬

(1) 評議員

業務内容	日 額
評議員会への出席	3,000円

(2) 理 事

業務内容	月 額
理事長職として業務の執行を行う	50,000円

※ ただし、理事会等の会議出席は、その費用は支払わないものとする。

業務内容	日 額
理事会への出席	3,000円
評議員会・経営会議等会議への出席	3,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	3,000円

(3) 監 事

業務内容	日 額
理事会・評議員会への出席	3,000円
監事監査等での出勤	3,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	3,000円